



深夜は入店おことわり！ロックアウト法がシドニーに与えた影響と今後の展望

(一財)自治体国際化協会シドニー事務所 所長補佐 島田 菜々子 (神戸市派遣)

日本において、お酒は、ストレス発散や友人・同僚とのコミュニケーションツールの一つとして、多くの人に愛されています。ここオーストラリアにおいても、ビールやワインを中心としたお酒が愛飲されており、イギリス文化の影響から街にはたくさんのパブがあります。

そのため、夕方になるとお酒を楽しむ人たちの姿があちこちに見られますが、ここシドニーでは、日本のように深夜にお店をハシゴしてお酒を飲んだり、夜中にお酒を購入して家で飲んだりすることはできません。これは、2014年にロックアウト法という法律が制定されたためです。



シドニービジネス中心区域のパブでお酒を楽しむ人々

ロックアウト法の成立

オセアニア最大の都市シドニーを含むニュー・サウス・ウェールズ州 (NSW 州) 政府は、シドニーの繁華街で飲酒に伴う暴行事件による死者が相次いだことをきっかけに、これまでの酒類法を改正し、いわゆる「ロックアウト (入店禁止) 法 (Liquor Amendment Act 2014)」を 2014 年 2 月に施行しました。^(注)

法改正による規制内容は次のとおりです。

1. 繁華街キングスクロス区域とシドニービジネス中心区域 (中心規制区域) において
 - ①パブ等の酒場や会員制クラブ、カラオケバーへの午前 1 時以降の入店を禁止
 - ②上記施設での午前 3 時以降のアルコール提供の禁止

- ③立地・収容人数・営業時間・これまで法令遵守してきたか否かなどを基準に、治安に与えるリスクを毎年算定して酒類取扱ライセンス費を賦課

2. NSW 州全域において

- ①午後 10 時以降の酒類販売店の営業禁止
- ②午後 10 時以降に宅配 (ホームデリバリー) によりアルコールの提供を行うことを禁止

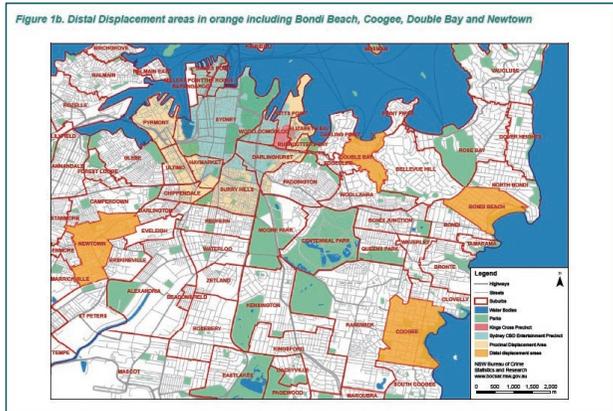
この法改正は、アルコールに関連した暴力や反社会的行動を減らし、中心規制区域を安全で快適な場所にするを目的としており、条文中には、施行から 2 年後に上記改正の効果を検証するため、第三者による調査を行うことも盛り込まれました。

本稿では、発効から 3 年を経てロックアウト法が与えた各種影響の調査結果をレポートするとともに、2016 年に再度行われた一部法改正 (Liquor Amendment Regulation 2016) についてご紹介します。

暴行件数への影響

NSW 州法務省犯罪統計調査局 (BOCSAR) では、2009 年 1 月から 2016 年 9 月まで 93 カ月 (2014 年法改正まで 61 カ月、法改正以降 32 カ月) の暴行件数の推移を調査し、ロックアウト法が NSW 州の治安に与えた影響を明らかにしました。この調査では、州を①キングスクロス区域 (図 1 サーモンピンク色)、②シドニービジネス中心区域 (図 1 水色)、③中心規制区域 (①、②) の周辺区域 (サリーヒルズなど、図 1 薄橙色)、④中心規制区域 (①、②) から離れているが電車等で簡単にアクセスできる区域 (ボンダイ・ビーチやニュータウンなど、図 1 オレンジ色)、⑤その他の州内地域に分けて検討を行っています (なお、①と②には重複する場

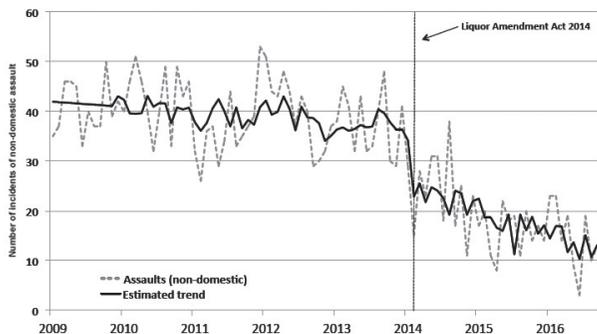
所があります)。



【図1】ロックアウト法によるシドニー周辺の区域分けマップ

1. 中心規制区域の暴行件数の減少

①キングスクロス区域における暴行件数は2014年2月のロックアウト法施行後、前月比で12件減少しました。また2016年9月までの32カ月間で、ロックアウト法施行前までの暴行件数推移に基づく予想件数より553件(約48%)少ない結果となりました。



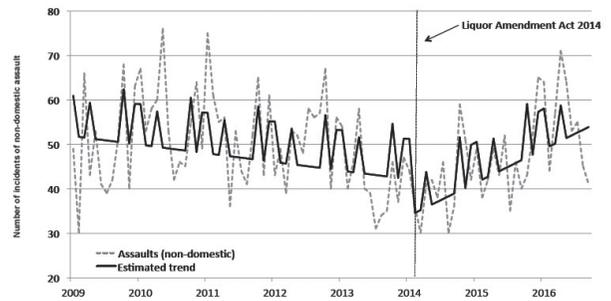
【グラフ1】キングスクロス区域における暴行件数(点線)とトレンド推計(実線)

②シドニービジネス中心区域においては、月平均で約20件暴行件数が減少し、32カ月間で予想件数より613件(約12.6%)少なくなりました。以上により、ロックアウト法施行以降、中心規制区域の治安が改善していることが分かります。

2. その他の地域の暴行件数の上昇

ロックアウト法は、中心規制区域以外の区域の治安にも影響を与えました。

グラフ2のとおり、③中心規制区域(①、②)の周辺区域では、ロックアウト法施行直後の2014年2月に暴行件数が大幅に減少したものの、以降31カ月間で、予想より158件(11.8%)多く暴行事件が発生しました。



【グラフ2】中心規制区域の周辺区域の暴行件数(点線)とトレンド推計(実線)

同様の傾向は、④中心規制区域(①、②)から離れているが電車等で簡単にアクセスできる区域でも見られ、予想より141件(16.7%)多く暴行事件が発生しました。

一方、⑤その他の州内地域では、改正前から暴行件数は減少傾向にあり、ロックアウト法施行後も減少し続けています。しかしながら、施行前は暴行件数が月11件程度のペースで減少していたにも拘わらず、施行後は減少傾向が縮小し、減少数は月4件以下になりました。この数値は、改正前の予想より0.8%高いものです。

以上から、ロックアウト法施行以降、中心規制区域の治安が向上した一方で、その他の地域が少なからず悪影響を受けていることが分かります。

3. NSW州全域における治安

BOCSARは、中心規制区域(①、②の区域から重複した場所を除く)では、32カ月間で930件暴行件数が減少した一方で、その他の地域(③、④、⑤)における増加数は299件であるため、州全体としては、暴行件数は減少しており、NSW州全体の治安は向上していると述べています。しかしながら、今後ロックアウト法による規制が続くことにより、中心規制区域外の地区(特に③、④のような区域)が中心規制区域に代わり発展していけば、さらに治安に悪影響を及ぼす可能性は否定できません。また、BOCSARによる調査は、時刻や要因を考慮したものではない点にも留意が必要です。この調査では、規制時間帯やアルコールに起因した暴行件数がどの程度減少したかまでは明らかにされておらず、暴行件数が減少していてもすべてがロックアウト法による効果であるとは断定できません。BOCSARは、法改正前からキングスクロス区域の歩行者が減少傾向にあったことも暴行件数が減った要因の一つの可能性があると述べており、今後はさらに時間ごとによる暴行件数の推移を調査し、ロックアウト法の効果を再度検証すると述べています。

その他の影響

施行から2年経過した2016年、法改正の効果を検証するため、ロックアウト法附則に基づいて第三者調査が元高等法院判事 Callinan 氏に託されました。報告書の作成においては統計調査や専門家会議のみならず、広くパブリックコメントも実施され、1,850件以上ものコメントが寄せられました。報告書に挙げられたロックアウト法の影響の一部を以下に紹介します。

1. 病院搬送件数の減少

シドニー中心部に位置するセント・ビンセント総合病院によると、アルコールに起因する重度の傷害による救急病棟への搬送件数は2013年の318件から2014年には246件に約23%減少しました。また、最もアルコールの消費量が多い時間帯である金曜の夜から日曜の朝にかけても、アルコールに起因する重症ケースは25%減少し、暴行や傷害による入院件数も60%減少しました。

2. 家庭内暴力の減少

アルコールやギャンブルに関する規制管理を所管するLiquor and Gaming NSWは、2014年以降、アルコールに関連した家庭内暴力がNSW州全体で8.1%（地方部で12.3%、首都圏で4.4%。）減少したと報告しました。また、午後11時から午前0時にかけて、地方部では16.7%もアルコールに関連した家庭内暴力が減少しました。

NSW州では、アルコールを販売するためには州政府から取扱許可を受けライセンス費を支払う必要があります。そのため、日本のようにスーパーマーケットやコンビニエンスストアで気軽にお酒を購入することはできません。酒屋や宅配サービスがロックアウト法により午後10時に閉店することで夜中にアルコールを購入することが不可能になったことが、家庭内暴力の減少に貢献したと考えられます。

3. 経済への影響

治安に良い影響を与えた一方、当然ながら、中心規制区域のパブ等の酒場、周辺の規制対象外の飲食店、飲食の卸売業者、またNSW州域における酒類販売店には、少なからず経済的なダメージを与えています。特にキングスクロス区域では、ロックアウト法施行後、午前0時から午前4時の時間帯の歩行者数は少なくとも20%減少しており、特にパブ等の酒場業界からは、著しい経営

悪化を訴える声のパブリックコメントに寄せられました。

一方で、上記③、④のような周辺区域の歩行者数は増加しており、学生街にあるニュータウン駅では、深夜帯の改札利用者数が129%増加し、駅周辺のパブ・飲食店などにも経済効果を与えています。

新たな法改正

NSW州政府は、ロックアウト法が治安と経済に与えた影響を総合的に鑑みて、2017年1月から2年間、試験的に規制緩和を行うことを決定しました（Liquor Amendment Regulation 2016）。

規制緩和の内容は次のとおりです。

1. 中心規制区域において

①パブや会員制クラブの入店禁止が午前1時以降から午前2時以降に緩和（ただし、ナイトクラブやカラオケバー等を除く）

②パブやクラブでのアルコール提供の禁止が午前3時以降から午前3時30分以降に緩和（同上）

2. NSW州全域において

販売店におけるアルコールの販売や宅配（ホームデリバリー）の禁止が午後10時以降から午後11時以降に緩和

州政府は規制緩和の影響を測定するため、1年後に年次評価、2年後に最終評価を実施するとしています。

上記報告書によると、アルコールの販売時間の規制は、ニューヨーク、オークランド、バルセロナ、モンテリオール、アムステルダムなど他都市においても行われています。しかし、現在ロックアウト（入店禁止）が実施されているのは、各国主要都市のなかではシドニーのみとされています。アルコール規制のもたらす影響については、各国で様々な研究が行われており、ロックアウト法が今後どのような影響をもたらすかは、オーストラリアのみならず他国からも注目されるでしょう。

（注）詳しい概要や導入経緯は、海外事務所だより「お酒にまつわるエトセトラ in オーストラリア」自治体国際化フォーラム2014年7月号参照。

【図1】、【グラフ1】、【グラフ2】 出典：

Neil Donnelly et al.(2017),The effect lockout and last drinks laws on non-domestic assaults in Sydney:An update to September 2016, NSW Bureau of Crime and Statistics and Research Crime and Justice Bulliten Number 201